

## 『漢書』揚雄傳所收「揚雄自序」をめぐって

嘉瀬達男

## はじめに

揚雄は前漢末から王莽の新しい文藝者・思想家として名高い。その傳記は『漢書』卷八七に收められ、正史の體例どおり傳と贊とで構成されているが、顏師古によって上下卷に分けられる程の長文である。この揚雄傳は揚雄自身による自序と言われているのだが、未だ定論にはいたっていない。班固の贊に「贊曰、雄之自序云爾（贊に曰ふ、雄の自序に爾云ふ）」とあることを根據に揚雄の自序と考えられるのだが、實際は揚雄自序の範圍をどう定めるか論者によって一定していない。すなわち班固が「雄の自序にそう言う」と言う「そう」とは、「贊曰」の前なのか後なのか、また顏師古が「自法言目之前、皆是雄本自序之文也（法言の目の前より、皆な是れ雄の本と自序の文なり）」と注に言うのは、「法言の目の前より」どこまでなのか、といった點で説が分かれているのである。その結果『漢書』揚雄傳は揚雄の自序として十分に論じられたことはなく、これまでにこの自序に關して論じられて來たのは、揚雄の姓を揚とするか揚とするかという問題ばかりであった。<sup>(3)</sup>そこで小論は揚雄自序の範圍を確定し、その上で揚雄自序とはいかなる作品なのかを考えてみたい。

## 一、揚雄自序の範圍

既に述べたように『漢書』揚雄傳は自序と考へられているが、自序の範圍が論者によって一定してはいない。そこでまず、管見の及んだ限りにおいてこれまでの意見を整理してみると、大きく以下の四種類に分けられる。ただし、自序の範圍を論じた先學は少なく、その殆どは自序の引用である。例えば「揚雄の自序に次のように言う」と述べた後、傳もしくは贊の文を引用していることよつて、その論者が自序と考へる範圍が傳の部分であるか、贊の部分であるか、それ以外なのか判明するのである。

### 1. 傳を揚雄自序とするもの

歐陽詢『藝文類聚』<sup>(4)</sup>、張溥「揚侍郎集」<sup>(5)</sup>、段玉裁『經韻樓集』<sup>(6)</sup>、楊樹達『漢書窺管』<sup>(7)</sup>、徐復觀『兩漢思想史』<sup>(8)</sup>、錢鍾書『管錐編』、張岱年「揚雄」<sup>(9)</sup>、陳福濱『揚雄』<sup>(11)</sup>、張震澤『揚雄集校注』<sup>(12)</sup>、狩野直喜「揚雄と法言」<sup>(13)</sup>、御手洗勝「揚雄の處世觀」・「揚雄と太玄——作者の傳統」<sup>(14)</sup>、鈴木由次郎『太玄經』<sup>(15)</sup>、岡村繁「揚雄の文學・儒學とその立場」<sup>(16)</sup>、橋川時雄『漢書』解説<sup>(17)</sup>

### 2. 法言の目の前までを揚雄自序とするもの

汪榮寶『法言義疏』<sup>(18)</sup>

### 3. 贊を揚雄自序とするもの

李善『文選注』<sup>(9)</sup>、高木友之助「法言の研究——その著作の動機について」<sup>(20)</sup>

### 4. 傳・贊ともに揚雄自序に本づくとするもの

王利器「『漢書』材料來源考」<sup>(21)</sup>、町田三郎「揚雄について」<sup>(22)</sup>

以上のように多くは傳の部分を目序とするが、それ以外に2・3・4のような説もある。このように説が分かれるのは、既述の通り班固の言う「贊曰、雄之自序云爾」という文と、顔師古の言う「自法言目之前、皆是雄本自序之文也」という文の解釋が分かれているからである。順序として班固が「贊曰、雄之自序云爾」と言う意味を考えなければならぬが、この問題は容易に解決できる。問題を解くための手掛かりが『漢書』の司馬遷傳に見出せるからである。『漢書』司馬遷傳に「遷之自敘云爾（遷の自叙に爾云ふ）」という文があり、この文以前には『史記』の太史公自序が引用されている。そこで「雄之自序云爾」も「遷之自叙云爾」と同じ句形を用いていることから、揚雄傳も「自序云爾」以前を自序と見なせるのである。『漢書』司馬遷傳と揚雄傳に「自序（叙）云爾」という同じ表現が存在していることは、既に劉知幾『史通』<sup>(23)</sup>や錢大昕『廿二史考異』<sup>(24)</sup>・汪榮寶『法言義疏』<sup>(25)</sup>に指摘され、錢鍾書『管錘編』はこれによって揚雄傳に自序の原文が採録されていると考えている<sup>(26)</sup>。このように班固の「雄之自序云爾」という文によって、傳の部分が揚雄自序であり、贊は自序ではないことが判る。

次に、汪榮寶『法言義疏』が自序から除外する法言の目について考えたい。法言の目とは「贊曰」の直前におかれた『法言』各篇の序文と目録を指している。この法言の目をどう扱うかという問題は、顔師古注の「自法言目之前、皆是雄本自序之文也」という文より生じている。師古注は「法言の目の前から皆な雄がもとと自分で序した文である」という意味であろうが、「法言の目の前から」どこまでが「皆な」なのか明確にされていない。その結果、汪榮寶は揚雄傳の冒頭から法言の目の前までを揚雄自序とし、法言の目を自序から外してしまった。ところが楊樹達『漢書窺管』は、顔師古注を法言の目の前まで揚雄の自序とすると讀んだ上で、この顔注を誤りとしている<sup>(27)</sup>。このように法言の目を揚雄自序とすかどうかという問題は、顔師古注によって發生している。だが、注よりは『漢書』本文にこそ従うべきであろう。班固が「自序云爾」と言うのだから、「自序云爾」の直前までを揚雄自序とし、法言の目も

自序に含ませるべきである。汪榮寶は顔師古注にとらわれ過ぎて思うように思う。そして顔師古注も「法言の目の前から」「自序云爾」の直前部分まで「皆な雄がもともと自分で序した文である」と讀めば解決できる。

以上、班固の「贊曰、雄之自序云爾」という文や顔師古注を檢討した結果、揚雄自序は、揚雄傳の巻頭から「贊曰」の前までと考えられた。次に、この自序とはいかなる性質をもつ作品なのかを檢討したい。<sup>(28)</sup>

## 二、揚雄自序の檢討

前章で確認できた揚雄自序では、辭賦や「解嘲」「解難」などの文と『法言』の目の引用が多くの紙幅を占めている。本章では引用された作品は題名を示すに止め、自序として書かれた部分を問題としたい。底本は中華書局標點本を用い、十一段に分けているの内容の上から大きく四つに分け、順に檢討を加えることとする。

### (一) 揚雄の出自と性格

『漢書』卷八七上「揚雄傳」は次のように始まる。

①揚雄、字は子雲、蜀郡成都の人なり。其の先、有周の伯僑なる者より出で、支庶なるを以て初め采を晉の揚に食み、因りて焉れを氏とするも、伯僑は周の何れの別なるかを知らざるなり。揚は河・汾の間に在り、周衰へて揚氏或いは侯と稱し、號して揚侯と曰ふ。晉の六卿權を争ひ、韓・魏・趙興りて范・中行・知伯弊るるに會ふ。是の時に當たり、揚侯に隣り、揚侯楚の巫山に逃れ、因りて焉に家す。楚漢の興るや、揚氏江を遡り上り、巴の江州に處りて、揚季は官廬江太守に至る。漢の元鼎の間、仇を避け復た江を遡り上り、岷山の陽の邨と曰ふに處り。田一廬有り、宅一區有り、世世農桑を以て業と爲す。季より雄に至るに、五世にして一子を傳へ、故に雄に它揚の蜀に亡し。

②雄少くして學を好み、章句を爲めず、訓詁通するのみ。博覽にして見ざる所無し。人と爲り簡易佚濇、口吃にして劇談すること能はず、黙して深湛の思ひを好む。清靜亡爲、奢欲少なく、富貴に汲汲とせず、貧賤に戚戚とせず。廉隅を修めて以て名を當世に徼めず。家産十金に過ぎず、乏しくして儉石の儲無きも、晏如たり。自ら大度有り、聖哲の書に有らずんば好まず。

其の意に有らずんば、富貴と雖も事へざるなり。賦（29）って嘗に辭賦を好む。

冒頭の第一段は揚雄の出自について述べられる。姓名、字、出身の次に祖先の來歴を續ける書き方は、『史記』の他の傳と變りない。出自について周の伯僑から始め、雄の五世の祖の揚季に至っているが、ここに説かれている以上のことは他の資料で確認できず、揚雄の語を信じるほかはない。第二段では揚雄の性格が語られる。自序であるから揚雄による自畫像と言えようが、その分些か誇張や理想が込められている可能性がある。このように性格を述べるのも他の傳ではしばしば行われる。つまり第一段と第二段で述べられていることは、これまでの傳と形式上大差ないと言えよう。揚雄自序の特色は以下の段に顯著なのである。

## (二) 辭賦・文と序

内容から四つに分けた中で最も分量の多いのが、この部分である。まず初めの第三段を見てみよう。

③是の時に先んじ、蜀に司馬相如有り。賦を作ること甚だ弘麗溫雅なり。雄心に之れを壯とし、賦を作る毎に、常に之れに擬し以て式と爲す。又た屈原の文の相如に過ぐるに、容れられざるに至り、離騷を作り、自ら江に投じて死するを怪しむ。其の文を悲しみ、之れを讀むに未だ嘗て流涕せずんばあらざるなり。以爲へらく君子時を得れば則ち大行し、時を得ざれば則ち龍蛇す。遇不遇は命なり、何ぞ必ずしも身を湛めんや。乃ち書を作り、往往離騷の文を摭ひて之れを反し、擘山より諸れを江流に投じて、以て屈原を弔ひ、名づけて反離騷と曰ふ。又た離騷に旁り一篇を作り重ね、名づけて廣騷と曰ふ。又た惜誦より以下懷沙に至るまでに旁りて、一卷を名づけて畔牢愁と曰ふ。畔牢愁・廣騷、文多く載せず、獨り反離騷を載す。其の辭に曰ふ、……。

### 《反離騷》

第三段では同郷の司馬相如を慕って辭賦を作り、屈原に思いを寄せその作に倣って「反離騷」「畔牢愁」「廣騷」を作ったという。そして最後に「反離騷」を六百字以上に亙り採録する（以下の段でも二重括弧で作品名を示すこととどめ、作品本文は省略する）。この段で揚雄が記そうとしたのは、相如や屈原に影響を受け辭賦を作ったことよりも、

「反離騷」を作成するに至った経緯とその執筆意圖であろう。屈原の死に方に疑問を感じつつも弔意を表して「反離騷」を江水に投じたこと、そして「君子時を得れば則ち大行し、時を得ざれば則ち龍蛇す。遇不遇は命なり、何ぞ必ずしも身を湛めんや」という主題を示すことが、この第三段の眼目であろう。そうでなければ第三段の四倍以上にもなる「反離騷」を掲載する意圖は説明しがたい。<sup>(92)</sup>そして第四段以降も同様に作品作成までの経緯や執筆意圖を述べた後、その何倍にも及ぶ長篇の辭賦や文を掲載することが繰り返される。第四段から第九段までをまとめて検討したい。

④孝成帝の時、客に雄の文、相如に似たりと薦むる者有り。上方に甘泉の泰時・汾陰の后土を郊祠し、以て繼嗣を求めんとし、雄を召し承明の庭に待詔せしむ。正月、従ひて甘泉に上り、還りて甘泉の賦を奏し以て風す。其の辭に曰ふ、……。

#### 〔甘泉賦〕

⑤甘泉は本と秦の離宮に因り、既に奢泰なり。而るに武帝復た通天・高光・迎風を増す。宮外の近きは則ち洪厓・旁皇・儲胥・弩法、遠きは則ち石關・封巒・枝鷁・露寒・棠梨・師得あり、遊觀は屈奇瑰璋、木の摩して彫らず、牆の塗りて畫かざるは、周宣の考す所、般庚の遷す所、夏の宮室を卑め、唐虞の棟椽三等の制に非ざるなり。且つ爲すこと其れ已に久しく、成帝の造る所に非ず。諫めんと欲すれば則ち時に非ず、默さんと欲するも則ち已む能はず。故に遂に推して之れを隆む。乃ち上帝室を紫宮に比へ、此れ人力の爲す所に非ず、黨いは鬼神のみ可なりと曰ふが若し。又た是の時、趙昭儀方に大いに幸あり、甘泉に上る毎に、常に法従し、屬車の間、豹尾の中に在り。故に雄聊か盛に車騎の衆、參麗の駕の、天地を感動し、三神を逆盪する所以に非ざるを言ふ。又た、玉女を屏け、慮妃を卻くと言ひ、以て齊肅の事を徹戒す。賦成り之れを奏するに、天子焉れを異とす。

⑥其の三月、將に后土を祭らんとし、上乃ち羣臣を帥る、大河を横ぎり、汾陰に湊く。既に祭り、行きて介山に遊び、安邑を回り、龍門を顧み、鹽池を覽、歴觀に登り、西岳に陟り以て八荒を望み、殷周の虚を迹ね、眇然として以て唐虞の風を思ふ。雄以爲へらく、川に臨み魚を羨むは、歸りて罔を結ぶに如かず、と。還りて河東の賦を上り以て勸む。其の辭に曰ふ、……。

#### 〔河東賦〕

⑦其の十二月羽獵あり、雄従ふ。以爲へらく昔在二帝三王、宮館・臺榭、沼池・苑囿、林麓・藪澤、財かに以て郊廟に奉じ、賓客に御め、庖厨に充つるに足るのみ。百姓の膏腴穀土、桑柘の地を奪はず。女に餘布有り、男に餘粟有り、國家殷富にして、

上下交々足る。故に甘露其の庭に零り、醴泉其の唐に流れ、鳳皇其の樹に巢くひ、黃龍其の沼に遊び、麒麟其の囿に臻り、神爵其の林に棲む。昔者禹は益を虞に任じて上下和し、山(命師古曰、山古草字)木茂る。成湯田を好むも天下用足り、文王の囿百里なるも、民以て尚ほ小と爲し、齊宣王の囿四十里なるも、民以て大と爲す。民を裕かにすると民を奪ふとなり。武帝廣く上林を開き、南のかた宜春・鼎胡・御宿・昆吾に至り、南山に旁ひて西し、長楊・五柰に至り、北のかた黃山を繞り、渭に瀕して東し、周表數百里なり。昆明池を穿ちて滇河に象り、建章・鳳闕・神明・駉姿を營み、漸臺・泰液は海水の方丈・瀛洲・蓬萊を周流するに象る。游觀修靡にして、妙を窮め麗を極む。頗る其の三垂を割き以て齊民を贖すと雖も、然れども羽獵に至りては田車戎馬、器械儲備、禁禦の營む所、尚ほ泰だ奢麗誇詡、堯・舜・成湯・文王三驅の意に非ざるなり。又た後世復た前好を修め、折中するに泉臺を以てせざらんことを恐る。故に聊か校獵賦に因りて以て風す。其の辭に曰ふ、……。

#### 《校獵賦》

⑧明年、上將に大いに胡人に誇るに禽獸の多きを以てせんとし、秋、右扶風に命じ民を發して南山に入らしめ、西のかた褒斜より、東のかた弘農に至り、南のかた漢中を駈(驅)け、羅罔置罟を張り、熊羆豪豬、虎豹狝獵、狐兔麋鹿を捕らへ、載するに檻車を以てし、長楊の射熊館に輸る。罔を以て周法と爲し、禽獸を其の中に縱ち、胡人をして手ら之れを搏ち、自ら其の獲ものを取り、上親ら臨觀す。是の時、農民收斂するを得ず。雄從ひて射熊館に至り、還り、長楊賦を上る。聊か筆墨の文章を成すに因り、故に翰林を藉りて以て主人と爲し、子墨もて客卿と爲し以て風す。其の辭に曰ふ、……。

#### 《長楊賦》

⑨哀帝の時丁・傅・董賢事を用ひ、諸々の之れに附離する者、或いは家より起こり二千石に至る。時に雄方に太玄を草し、以て自ら守りて泊如たる有り。或ひと雄を嘲るに玄の尚ほ白きを以てす。而して雄之れを解し、號して解嘲と曰ふ。其の辭に曰ふ、……。

#### 《解嘲》

第四段は成帝に従い「甘泉の賦」を作成するに至った経緯を説明し、第五段で甘泉宮の華美と趙昭儀への寵愛ぶりを諷諫する意圖が「甘泉の賦」に込められていることを明らかにしている。第六段は河東に赴き聖王に思いを馳せる成帝に對し行動あるのみと「河東の賦」によって勧めたと言う。第七段は成帝の獵の奢侈を諷諭するために「校獵賦」

を作成したと言<sup>35</sup>、第八段では成帝の遊獵のために農民が收穫できない状況を訴えるために「長楊賦」を作成したと言<sup>36</sup>。最後の第九段は『太玄』を作り「自ら守る」姿勢を或る人に批判されたため、「解嘲」によって辯解したこと<sup>37</sup>を説いている。そして揚雄の行動として判るのは、成帝の時に待詔し「甘泉の賦」を奏上したこと（第四段）、皇帝に従い汾陰に至った後「河東賦」を奏上したこと（第六段）、羽獵に従い「校獵賦」を奏上したこと（第七段）、翌年射熊館に従い「長楊賦」を奏上したこと（第八段）、哀帝の時に『太玄』を草し或る人のために「解嘲」を作ったこと（第九段）程度である。第三段もそうであったが、行動のはっきりとした年時や當時の官名が語られず、自身の作品を説明することに筆を費やすばかりである。第三段から第九段は殆どが自身の作品作成の経緯や執筆意圖であつて、辭賦・文それぞれの序文と言<sup>38</sup>いうる。實際に「甘泉の賦」「校獵の賦」「長楊の賦」「解嘲」について書かれた第四・七・八・九段は、『文選』に各作品の序文として収録されている。

また、もう一つ見逃してはならないのは、小論では省略した辭賦や文などの作品の引用が非常に多いことである。「反離騷」「甘泉の賦」「河東の賦」「校獵の賦」「長楊の賦」「解嘲」の字数は、第三段から第九段の文の六倍を越えている<sup>39</sup>。このような點からも第三段から第九段までは、傳記と言<sup>40</sup>うよりは作品と序文の色あいが極めて濃い文章と言<sup>41</sup>える。

第三段から第九段までに似て、辭賦の原文とその執筆経緯や意圖を説明した文が多くを占める傳に『史記』の司馬相如傳がある<sup>38</sup>。傳中に採録された作品を列挙してみると、「天子游獵の賦」「巴蜀に諭す檄」「蜀の父老を難ずる文」「疏を上り獵を諫む」「秦の二世を哀れむの賦」「大人の賦」「封禪の文」と計七篇にもなる。これらの作品には揚雄自序に録されていたのと同じように、それぞれ作品の作成経緯や執筆意圖を説く文が附されている。例えば「天子游獵の賦」の場合、次のような文が賦の前におかれている。



居ること之れを久しうするに、蜀人楊得意狗監と爲り上に待す。上子虚の賦を讀み之れを善しとして曰く、朕獨ぞ此の人と時を同じうすることを得ざるや、と。得意曰ふ、臣の邑人司馬相如自ら此の賦を爲ると言ふ、と。上驚き乃ち召し相如に問ふ。相如曰ふ、是れ有り。然るに此れ乃ち諸侯の事、未だ觀るに足らざるなり。天子游獵の賦を爲り、賦成らば之れを奏さんことを請ふ、と。上を許し尚書をして筆札を給せしむ。相如以ふ、子虚は虚言なり。楚の爲めに稱す。烏有先生は烏ぞ此の事有らんなり。齊の爲めに難す。無是公は是の人無きなり。天子の義を明らかにす。故に空しく此の三人を藉り辭を爲し、以て天子諸侯の苑囿を推す。其の卒章之れを節儉に歸し、因りて以て風諫す。之れを天子に奏するに、天子大いに説ぶ。

ここでは同郷の楊得意なる人物が司馬相如を武帝に紹介したことが述べられ、「天子游獵の賦」を作成した経緯や「子虚」「烏有先生」「無是公」の意味が説明され、最後に「節儉」を主張する旨が説かれている。このように作品の前後に作成経緯や執筆意圖が附されるのは、傳の中に作品を採録する以上自然なことではある。だが『史記』に司馬相如傳ほど多くの作品を採録した傳はない。そして「天子游獵の賦」に附された文は『文選』李善注（卷七、子虚賦）に題注として採られ、また「巴蜀に喩す檄」「蜀の父老を難する文」「封禪の文」に附された文もそれぞれ『文選』李善注に引かれ、<sup>(39)</sup>作成の経緯や執筆意圖を理解するのを助けている。更に揚雄は自序の第三段で、司馬相如のことを同郷人として「蜀に司馬相如有り。賦を作ること甚だ弘麗溫雅なり。雄心に之れを壯とし、賦を作る毎に、常に之れに擬し以て式と爲す」と述べており、揚雄の辭賦に司馬相如の影が色濃いのは衆目の一致するところである。これらことから、司馬相如傳が揚雄自序に與えた影響は極めて大きいと考えられる。とりわけ自作の作成経緯や執筆意圖を著わした序文は、司馬相如傳に見える作品の作成経緯や執筆意圖を述べた文を參考にしていた可能性が高い。

その他に辭賦の序文として作品の作成経緯や執筆意圖を述べた文には『文選』卷十六に司馬相如の「長門の賦」の序があり、『文選』卷十九に宋玉と題される「高唐の賦」「神女の賦」「登徒子好色の賦」序があるが、それぞれ作者自身によるものかどうか問題がある。序の作者が明らかなものに「鷓鴣の賦」の序があり、『文選』卷十三に收

められているが、『史記』屈原賈生列傳の「鶡鳥の賦」の前に附された司馬遷による執筆経緯を賦の序として収めている。つまり司馬遷の文を「鶡鳥の賦」の序としているのである。したがって揚雄以前に確實に辭賦の作家自身が著わした序は殆ど残っていないことになる。その点でも揚雄自序の存在は貴重であらう。

(三) 『太玄』「解難」序

第十段は構成が些か複雑である。底本は一段にまとめているが、内容から更に三つに分けると理解しやすいので、分段しておく。

⑩雄以爲へらく賦は、將に以て風せんとするなり。必ず類を推して言ひ、麗靡の辭を極め、閎修鉅衍、人をして加ふる能はざらしむるを競ふなり。既に乃ち之れを正に歸さんとするも、然れども覽る者已に過てり。往時武帝神仙を好み、相如大人の賦を上り、以て風せんと欲するも、帝反つて縹縹として雲を陵ぐの志有り。是に繚りて之れを言へば、賦の勸めて止めざること明らかなり。又た頗る俳優淳于髡・優孟の徒に似、法度の存する所、賢人君子の詩賦の正に非ざるなり。是に於いて輟めて復た爲さず。

而して大いに濶く渾天を思ひ、參摹して之れを四分し、八十一に極む。旁に則ち三摹九据し、之れを七百二十九贊に極むるも、亦た自然の道なり。故に易を觀る者、其の卦を見て之れを名づけ、玄を觀る者、其の畫を數へて之れを定む。玄の首の四重は、卦に非ず、數なり。其の用天元より一晝一夜、陰陽數度、律曆の紀を推し、九九にして大いに連り、天と與に終始す。故に玄に三方・九州・二十七部・八十一家・二百四十三表・七百二十九贊あり。分ちて三卷と爲し、一二三と曰ひ、泰初歴と相ひ應じ、亦た顛頊の曆有り。之れを擬ふるに三策を以てし、之れを關すに休咎を以てし、之れを統ふるに象類を以てし、之れを攝すに人事を以てし、之れを文るに五行を以てし、之れを擬ふるに道德仁義禮知を以てす。主無く名無く、要は五經に合ひ、苟くも其の事に非ずんば、文虚しく生ぜず。其れ泰曼德として知るべからざるが爲に、故に首・衝・錯・測・攤・鑿・數・文・掇・圖・告十一篇有り。皆な以て玄の體を解剖し、其の文を離散す。章句尚ほ存せず。玄の文多く、故に著はさず。之れを觀る者知り難く、之れを學ぶ者成し難し。客に玄の大だ深く、衆人の好まざるを難する有り。雄之れを解し、號して解難と曰ふ。其の辭に曰ふ、……。

〔解難〕

まず「雄以爲へらく賦は、將に以て風せんとするなり」から「是に於いて輟めて復た爲さず」までは辭賦の定義と辭賦の筆を折るに至った經緯を説いており、「而して大いに潭く渾天を思ひ」から「玄の文多く、故に著はさず」までは辭賦を止め天文に思いをめぐらせた結果が『太玄』となったのであり、その構造が正當で奥深いことを述べている。最後の「之れを觀る者知り難く、之れを學ぶ者成し難し」より「解難」の引用までは、「解難」作成の經緯とその作品である。この中で最後の部分は第三段から第九段までと同じように序とその作品と考えられるが、その前の二つの部分があることよって第三段から第九段までと區別した。

まず初めの辭賦について述べた部分では「雄以爲へらく賦は、將に以て風せんとするなり。必ず類を推して言ひ、麗靡の辭を極め、閎侈鉅衍、人をして加ふる能はざらしむるを競ふなり」と揚雄の辭賦に對する考えが述べられており興味深いが、後に「之れを正に歸さんとするも、然れども覺る者已に過てり……是に繇りて之れを言へば、賦の勸めて止めざること明らかなり」と賦の無力さが語られ、「是に於いて輟めて復た爲さず」という結果に陥ったことが告白される。この部分は揚雄の辭賦に對する思いが述べられている。

第十段の中心をなすのが「而して大いに潭く渾天を思ひ」から「之れを觀る者知り難く、之れを學ぶ者成し難し」までの『太玄』について述べられた部分である。この部分は「八十一首」「七百二十九贊」「首・衝・錯・測・攤・瑩・數・文・掬・圖・告十一篇」など、『易』で言えば六十四卦・三百八十四爻・十翼にあたる語の解説であり、同時に『太玄』の構造を概説している。即ち『太玄』の序であり、『易』で言えば繫辭傳や説卦傳に近い。『太玄』は『易』を模した書であるから、當然の結果である。

第十段全體の流れをまとめよう。初めの部分は辭賦について書かれていたが、辭賦の無力さの自覺と辭賦作成を止めるに至った經緯を説くことに重きがおかれており、その結果が『太玄』へとつながっていた。『太玄』は「文

多く、故に著はさず」として引用されないが、この段では『太玄』の序に費やされた分量が最も多く、第十段の中心に『太玄』があることが判る。だからこそ『太玄』の難解さを辯明する「解難」が末尾に添えられたのである。

#### (四) 『法言』序

次は自序の最後の段落である。

①雄見るに、諸子の各々其の知を以て舛馳し、大氏(抵)聖人を誣訾す。即ち怪迂を爲し、析辯詭辭し、以て世事を撓め、小辯なりとは雖も、終には大道を破りて衆を或(惑)はし、聞く所に溺れて自ら其の非を知らざらしむ。太史公の六國を記し、楚漢を歴、麟止に記はるに及びては、聖人と是非を同じくせず、頗る經に謬る、と。故に人の時に雄に問ふもの有れば、常に法を用て之れに應じ、誤して以て十三卷と爲し、論語に象り、號して法言と曰ふ。法言の文多ければ著はさず、獨だ其の目を著はす。……。

#### 《法言の目》

第十一段では諸子が聖人の教えに背き經書と合っていないことを感じ、「是非」を「聖人」「經」と同一にするために『法言』を作成したと記されている。これによると人に尋ねられて『法言』を撰したことが判るが、いつのことかはつきりしない。やはり『法言』作成の經緯や執筆意圖を説明するばかりである。そしてこの文と續く『法言』十三篇の目は『法言』にも序として収められている。この第十一段は完全に『法言』という書物の序であって、傳記資料に乏しい。そしてここで揚雄自序は終わり、次には贊が始まってしまふ。

### 三、揚雄自序の性質

以上に検討した結果を整理してみよう。卷頭第一・二段は『史記』に見える他の傳と大きな隔たりはなかったが、その後の第三段から最後の第十一段までが揚雄自序の特色を顯著に示していた。第三段以降で述べられるのは、殆ど

自身の作品作成の経緯や執筆意圖であつて、傳記資料となる行動については語られていなかった。はっきりとした年時や官歴、交友關係など、揚雄の行動を特定しうる要素が極めて少ないのである。更に小論では省略したが、辭賦や文などの作品が非常に多く採録されていた。「反離騷」「甘泉の賦」「河東の賦」「校獵の賦」「長楊の賦」「解詡」「解難」「法言の目」などに費やされた文字は、揚雄自序の八割を越える。これまでに検討してきた文は自序の二割にも及んでいないのである。<sup>(41)</sup>

このような特色をもつ揚雄自序をいかなる作品として位置づけるべきであろうか。揚雄自序は傳記資料としての意味合いが薄く、作品と作品作成の経緯や執筆意圖を説くことに多くが割かれている。その點で、作品と序文の色合いが濃い文章であると言えよう。既述の通り「甘泉の賦」「校獵の賦」「長楊の賦」「解詡」作成の経緯や執筆意圖を説く第四・七・八・九段は、『文選』に各作品の序文として収録され、「法言の目」も『法言』に序として附されている。だが、揚雄自序に收められた辭賦や文が揚雄の著わした作品の全てではない。嚴可均『全漢文』には、『漢書』に收められていない作品が佚文も含め五三篇載せられている。その中には「蜀都の賦」や「劇秦美新」などもあり、揚雄が自序に收める作品を選択していることは明白である。その選擇について自序全體の構成から考えてみると、作品が收められている第三段から第十一段に至る自序全體の流れは、揚雄の生涯に沿つて語られている。つまり揚雄が作った順に作品が配され、その時々自分が作った経緯やその作品に込めた意圖を交えながら、自身の生涯を追っているのである。そして班固は揚雄傳贊に「其の意は文章もて名を後世に成すことを求めんと欲す」と述べている。<sup>(42)</sup>こうしたことから、選ばれた作品は揚雄にとって自身の生涯を語りうるものであり、なお且つ自分の名を後世に残すに足ると考えたものであつたと思われる。即ち揚雄自序は揚雄によって自作を選録された自選集としての意味をも有していると言えよう。

それはまた第十段で辭賦の無力さを言い、作成を止めていた揚雄が、五篇もの辭賦を自序に収めそれぞれに序を附している理由とも關係していよう。揚雄は辭賦によって示そうとした諷諫の意圖が、當時に正しく理解されなかつたことを痛感していたからこそ、自序に収めたそれぞれの辭賦の序によって正しく諷諫の意圖が理解されるよう望んだように思われる。正しい理解を後世に求めたのである。こうした點でも自序に選録された五篇の辭賦と序のもつ意味は重要なものと考えられる。

また揚雄自序に強く影響を與えたと思われる作品に『史記』司馬相如列傳があつた。司馬相如傳も辭賦や文の作成経緯や執筆意圖を説く序文を多く載せ、七篇の辭賦と文を収めていた。そして實は司馬相如傳も作品と序を生涯に沿って配列している。つまり作品と序を生涯に沿って配列し、作品と序によって傳全體を構成したのも相如傳の影響が考えられるのである。ただし揚雄の自序に比べ司馬相如傳は、卓文君との有名な戀愛譚のほか都と蜀の間に立つ使者として働いた話など相如の行動記録に富み、死後のことまで記されている。揚雄自序の方が行動記録は簡單で、作品と序に依存する割合が高い。ではなぜ揚雄はあれ程までに行動記録を省き、作品と序で自序を埋め盡くしたのだろうか。

自序は揚雄が『法言』を作成した後の最晩年に自分の生涯を振り返りつつ著わされたと考えられる。その時、揚雄は自分の官歴や交友關係などよりも、自作の辭賦や文、『太玄』や『法言』をこそ自らの生の證しとして傳えたかたにはあるまいか。その結果揚雄自序は自身による傳記という意味あいには弱まったように見えるが、自作の辭賦や文などを用いて自分の生涯を語ることで、一人の著述家としての傳記を作り出しているように思える。相如傳よりも行動記録が簡單で作品と序に依存する割合が高いのは、行動よりも作品によって評價されるべき著述家と自身を捉え、自序に描き出そうとした結果ではあるまいか。このような考え方に近い意見が、民國の劉咸忻『漢書知意』（揚雄列

傳)に見えるので、以下に擧げてみたい。<sup>(43)</sup>

自序にして文を載せ、文と事とを相ひ比附せしめ、讀者をして其の撰述の本事本旨を知らしめんと欲するなり。子雲最も得意なるは玄と法言とに在り。故に其の最を録し、録して以て己が一生の精力の注ぐ所を明らかにす。班其の文を用ひて以て其の學を表し、又た逸事を述べて以て自序の闕を補ひ、桓譚の語を録して以て斷と作す。東漢の初め學者皆な劉向・揚雄を祖とすれば、桓・班固より派を同じくするなり。

劉咸忻は『太玄』と『法言』を中心に据え、思想的な系譜をたどらうとしており、辭賦にはそれほど重きをおいていないが、小論が自作の辭賦や文などによって自分の生涯を語り得ていると考ふる立場に通ずるものがあると思う。<sup>(44)</sup>

### 終わりに

これまでの検討を通して、揚雄自序は辭賦や文、書といった作品とその序文の意味あいが強くと、傳記資料に乏しいことが明らかになった。ただ傳記資料に乏しいとはいえ、自序全體の構成は揚雄の生涯に沿っており、辭賦や文、書物によって著述家としての自畫像を作り出そうとしたようであった。つまり序文の意味あいが高いが、同時に傳としての役割も擔っているのが揚雄自序なのである。これはまた、作品の序文と傳記とははっきりと區別されていないと言ふこともできよう。序文と自傳の境界が區切られていない状態なのである。その理由はまた揚雄が著述家として自身を描き出そうとしたからと思われる。

揚雄自序と同じように作品と序文および傳記が同時に收められている傳に『史記』司馬相如傳があった。章學誠が「文を以て人を傳ふる」と言う<sup>(45)</sup>司馬相如傳も、また一人の作家、著述家として相如を描いたものと考えられる。更に言えば『史記』太史公自序や『漢書』敘傳も『史記』『漢書』という書物の序でありながら司馬遷、班固の傳記でも

あり、やはり著述家による自序と云うことができる。<sup>(46)</sup>それは『史記』『漢書』という作品によって自分の存在を残さうとした結果である。自分が著わした作品によって自己表現を試みるのが著述家であれば、官歴や行動よりも作品とともに記憶されるのを望むのではないだろうか。そう考えれば、後漢に到り王充が『論衡』の末尾に自紀篇を附し、『論衡』という書物の序だけではなく自身の傳記をも記した理由が理解できてくる。<sup>(47)</sup>彼らにとって自分の生涯は、作品を作成するに至った経緯に過ぎず、作品の序文に附屬されるものなのである。

今ここに挙げた中で、『史記』太史公自序、『漢書』揚雄自序、『漢書』敘傳、『論衡』自紀篇は、作品とその序文および傳記が一つにまとめられているという共通点をもっている。それはまた序文・書物の序と自傳が未分化の状態にあると言えた。これらの五篇は現存する自序の中では比較的古いものであるから、自序の古い形には、作品とその序文および傳記が一體化し、未分化な状況が多く見られたことになる。その中の一つとして揚雄自序のもつ性質を小論では明らかにしえたいと思う。<sup>(48)</sup>今後は書物などの序についてもより廣く検討されなければならないが、それはまた別の機會に譲ることにしたい。

#### 餘論 『漢書』揚雄傳贊の検討

揚雄自序がいかに傳記資料に乏しいかは既に述べた。それに對して班固による贊がどれ程豊かな傳記資料を提供し、贊として異例の體をなしているかを簡単に確認しておきたい。そうすることが自序の範圍をより明確にすることへとつながると思うからである。四段から成るが、以下に挙げてみる。

①贊に曰ふ、雄の自序に爾云ふ。初め、雄年四十餘、蜀より來至して京師に遊ぶ。大司馬車騎將軍王音其の文雅を奇とし、召して以て門下の史と爲し、雄を薦めて待詔せしむ。歲餘にして、羽獵の賦を奏し、除せられて郎と爲り、黃門に給事し、王莽



・劉歆と與に並ぶ。哀帝の初め、又た董賢と官を同じうす。成・哀・平の間に當たり、葬・賢皆な三公と爲り、權は人主を傾け、薦むる所拔擢されざる莫きに、雄は三世官を徒らず。葬の位を篡ふに及び、談説の士の符命を用て、功德を稱し封爵を獲る者甚だ衆きも、雄復た侯ならず、耆老久次を以て轉じて大夫と爲る。勢利に恬たること乃ち是くの如し。實に古へ好みて道を樂しみ、其の意は文章もて名を後世に成すことを求めんと欲す。……心を内に用ひ、外に求めず、時人皆な之れを習ふ。唯だ劉歆及び范滂のみ敬して、桓譚以て絶倫と爲す。

⑭王莽の時、劉歆・甄豐皆な上公と爲り、莽既に符命を以て自立し、卽位の後其の原を絶ち以て前事を神ならしめんと欲す。而るに豐の子尋・歆の子棻復た之れを獻す。莽は豐父子を誅し、棻を四裔に投じ、辭の連及する所、便ち收めて請けず。時に雄書を天祿閣の上に校す。治獄の使者來り、雄を收めんと欲す。雄自ら免る能はざるを恐れ、乃ち閣上より自ら投下し、幾ど死なんとす。……詔有りて問ふ勿し。然れども京師之れが爲に語りて曰ふ、惟れ寂寞にして、自ら投閣し、爰に清靜として、符命を作る、と。

⑮雄病を以て免せられ、復た召されて大夫と爲る。家素より貧にして、酒を嗜み、人希に其の門に至る。時に好事者の酒肴を載せ従ひて遊學する有り。而れども鉅鹿の侯芭常に雄に従ひて居り、其の太玄・法言を受く。……年七十一、天鳳五年卒す。侯芭爲に墳を起て、之れに喪すること三年なり。

⑯時の大司空王邑・納言嚴尤雄の死を聞き、桓譚に謂ひて曰はく、子嘗て揚雄の書を稱ふるも、豈に能く後世に傳はらんか、と。譚曰ふ、必ずや傳はらん。願だ君と譚とは見るに及ばざるなり、凡そ人は近きを賤しみて遠きを貴ぶ。親しく揚子雲の祿位容貌の人を動かす能はざるを見、故に其の書を輕んず。……今揚子の書文義至つて深く、而して論聖人に説かず。若し時の君に遭遇し、更めて賢知を聞し、善と稱する所と爲らしめば、則ち必ずや諸子を度越せん……と。雄の没してより今に至るまで四十餘年、其の法言は大に行はるるも、玄は終に顯はれず。然れども篇籍具さに存す。

第十二段では揚雄の官歴と著述家としての生涯が、第十三段では天祿閣投閣事件の顛末が、第十四段では揚雄の晩年が述べられ、最後の第十五段に桓譚の揚雄評が載せられている。揚雄の自序にはなかつた年時や官歴、交友關係など、揚雄の行動を特定する材料に満ちている。段玉裁の指摘があるように「雄の年壽卒葬」がみな贊に記されるのも異例なことである。そこで錢大昕『廿二史考異』は「『雄の自序に爾云ふ』以下皆な傳文にして贊に非ざるなり。……」

…此の『贊曰く』の二字、後人の妄増にして、班史の本文に非ず」とまで言う<sup>(50)</sup>。この説の是非は別にしても、贊が揚雄の自序とは筆が異なるのは明瞭であろう。「雄の年壽卒葬」や死後のことが記されており、自序ではありえない。錢大昕が「皆な傳文」と言うほど傳記資料に富むのも、班固が揚雄の自序に缺けたものとして補ったと考えられよう。

註

(1) 『漢書』揚雄傳上の題注に「師古曰、自長楊賦以後分爲下卷」とあり、上下卷に分けたのは顔師古であることが判る。

(2) 古くは『藝文類聚』卷二六(人部十・言志)が「漢楊雄自敘曰、雄爲人簡易佚宕、默而好深湛之思、清淨無爲、少嗜慾、不汲汲於富貴、不戚戚於貧賤、不修廉隅以傲名當世。無擔石之儲、晏如也。自有大度、非聖哲之書不好也、非其意、雖富貴不事也」と揚雄傳を自序として引用しており、『隋書』儒林傳(劉炫)には「乃自爲贊曰、通人司馬相如・揚子雲・馬季長・鄭康成等、皆自敘風徽、傳芳來葉」との語があり、『文選』李善注(卷五三、李康・運命論、不如楊雄仲舒之闡其門也)にも「揚雄自序曰、雄家代素貧、嗜酒、人希至其門」と揚雄傳の贊を自序として引用している。『史通』序傳では「至馬遷、又徵三閭之故事、放文園之近作、模楷二家、勅成一卷。於是揚雄遺其舊轍、班固酌其餘波、自敘之篇、實煩於代。雖屬辭有異、而茲體無易」と司馬遷・屈原・司馬相如とともに揚雄・班固も自序を作したとあり、同書の雜說・上(諸漢史)にも「馬卿爲自敘傳、具在其集中。子長因錄斯篇、卽爲列傳。班氏仍舊、曾無改奪。尋固於馬揚傳末、皆云遷雄之自敘如此、至於相如篇下、獨無此言」とあることから劉知幾は揚雄の自序が『漢書』に採録されていると考えていたことが判る。

(3) 宋・吳仁傑『兩漢刊誤補遺』卷十(楊氏)、段玉裁『經韻樓集』卷五(書漢書楊雄傳後)、王念孫『讀書雜誌』卷四之三(揚雄傳)、汪榮寶『法言義疏』卷一(法言疏)、徐復觀『增訂』兩漢思想史』卷二(揚雄論究、一 漢書揚雄傳及其若干問題、一九七六年、臺灣・學生書局)など。なお、揚雄の姓が「揚」であるか「楊」であるかについて結論はでないように思われる。小論では比較的多く用いられている「揚」に従うが、それは『漢書』の底本を中華書局の標點本とするからでもある。ただし他書の引用はその限りではない。

(4) 『藝文類聚』卷二六(人部十・言志)、註(2)参照。

- (5) 張溥『漢魏六朝百三名家集』所收「揚侍郎集」は「自序傳」として揚雄傳の冒頭から「法言文多不著、獨著其目」までを收めるが、揚雄自序に引用されている辭賦や文、「法言」十三篇の序を省いている。
- (6) 段玉裁『經韻樓集』卷五(書漢書揚雄傳後)に「漢書揚雄傳贊曰『雄之自序云爾』、自是總上一篇之辭。師古恐人疑爲結法言序目之辭、故注之曰『法言目之前、皆是雄本自序之文也』。傳首序世系、師古注曰『雄之自序譜謀蓋爲疏謬』。是師古以傳皆錄雄自序甚明顯。鄭仲師注周禮遂人職曰『楊子雲有田一廛』、仲師卒於建初八年、於時漢書初成、仲師未必見、實用自序語。漢書記雄之年壽卒葬、皆於贊中補載、而不繫諸傳、與他傳體例不同、則傳文爲錄雄自序、不增改一字無疑。唐初自序已無單行之本、師古特就贊首一語顯之」とある。
- (7) 楊樹達『漢書親管』卷九(揚雄傳第五十七下・雄之自序云爾)に「樹達按、李詳云、法言序目亦雄自序原文。自序本放史公而作、史記自序入史記諸篇序目、故雄亦效之。顏謂法言目之前爲雄自序、非也」とある。
- (8) 徐復觀『增訂』兩漢思想史』卷二(揚雄論究、一 漢書揚雄傳及其若干問題、一九七六年、臺灣・學生書局、四三九頁)に「漢書八十七上下的揚雄傳、在『贊曰』以前、都是採用揚雄的自序。這是了解揚雄的基本材料」とある。
- (9) 錢鍾書『管錐編 第一冊』(史記會註考證、四九 司馬相如列傳、一九七九年、北京・中華書局、三五七・八頁)に「漢書・司馬遷傳『遷之自序云爾』、顏師古註『自此以前、皆其自敘之辭也、自此以後、乃班氏作傳語耳』。揚雄傳贊曰『雄之自序云爾』、師古註謂此傳即取雄自敘爲之、觀贊備述雄之行事、以補傳所缺載、則『班氏傳語』、別見贊中、師古非臆測也。兩傳均特書『自序云爾』、因全錄馬・揚原文、未加裁割挪移」とある。
- (10) 張岱年『揚雄』(中國古代著名哲學家評傳 續編一)所收、一九八二年、齊魯書社、三二三頁)に「據『漢書・揚雄傳』引揚雄所作『自序』、揚雄的祖先揚季、『官至廬江太守』、後來避仇遷居嵎山之南的郫縣(今四川省郫縣)、『有田一壥、有宅一區、世世以農桑爲業』、揚雄是揚季的五世孫」とある。
- (11) 陳福濱『揚雄』(一九九三年、臺灣・東大圖書公司、世界哲學家叢書、二頁)に「據『漢書・揚雄傳』引揚雄所作『自序』、揚雄五世祖揚季『官至廬江太守』、漢元鼎年間因避仇而遷居嵎山之南的郫縣(今四川省郫縣)、『有田一壥、有宅一區、世世以農桑爲業』、從揚季到揚雄、五世惟傳一子」とある。
- (12) 張震澤『揚雄集校注』(一九九三年、上海古籍出版社、中國古典文學叢書、四〇五、四二二頁)に、「揚雄自序」の題で傳の冒頭から「贊曰、雄之自序云爾」までを収録して校注を加えるが、「反離騷」「甘泉の賦」などの辭賦や文の引用は略す。

また「顧班氏以序爲傳、亦間下己語、刪之則有傷文義、姑俱存之、加方括弧以爲別」として、「畔牢愁・廣騷文多、不載、獨載反離騷」「法言文多、不著、獨著其目」「贊曰、雄之自序云爾」の三文に括弧を加えている。

(13) 狩野直喜「楊雄と法言」(『支那學文叢』所收、一九七二年、みすず書房、一六七頁)に「本傳は楊雄の自敘を其儘採録して居る」とある。

(14) 御手洗勝「楊雄の處世觀」(宮崎大學學藝學部研究時報一一、一九五五年、五七頁)に「『漢書』楊雄傳に採録せられた、楊雄の自序によると、彼の高祖父は、楚・漢交争の際、廬江の太守となつた、と述べられているから、當時は相當の資産家であつたと見てよい」とあり、同氏「楊雄と太玄——作者の傳統」(支那學研究(廣島)第一八號、一九五七年、二四頁)でも班固を論じて「のみならず、その本傳の敘述の仕方をも、全く楊雄の著作の自序をそのまま導入し、十三篇の『法言』の目録を煩をいとわず羅列しているのは、その司馬遷傳以外には見られない手法であつて、彼が楊雄を如何に高く評價していたか、想像に難くない」とある。

(15) 鈴木由次郎「太玄經」(一九七二年、明德出版社、中國古典新書、二六頁)に「後漢の班固は、漢書の中に楊雄の傳を立てて、その論贊の初に『雄の自序に云ふ』として、その揚雄傳は揚雄の自序を本にして記述したものであることを明らかにし、またその中に『雄の歿してより今に至る四十餘年』と述べているから、漢書揚雄傳の記述は揚雄の死後さほど年代も経っていないので、大體信用できるものと思われる」とある。

(16) 岡村繁「揚雄の文學・儒學とその立場」(九州大)中國文學論集 四、一九七四年、二二頁)に「……また同じく揚雄の『自序』にもこの際の事に觸れて、『孝成帝の時、客に雄の文の相如に似たるを薦むる者あり……』とあり、また『その理由について、彼は『自序』に次のごとくいう。『雄以爲えらく、賦なるものは、將に以て諷せんとするや、必ず類を推して言ひ、麗靡の辭を極め、閎侈鉅衍し、人をして加うる能わざらしむるを競うなり』と傳の文を引用されている(同、二六頁)。

(17) 小竹武夫「漢書 上卷」(一九七七年、筑摩書房)に附された橋川時雄氏の解説に「詩賦文學の巨匠揚雄は『漢書』の本傳に用いられた彼の自敘傳で、『章句を爲さず、訓詁するのみ』と自家の學問文學にたいするありかたを述べている」と言い(五九〇頁)、また「列傳第五十七『揚雄傳』は、ほぼ雄の自敘傳を引用して記傳し、卷末の贊でその後の事蹟を記して、『雄の没してより今に至る四十餘年、その『法言』は大に行なわれて、『玄』は終に顯われず、然も篇籍つぎさに存す』としめくくる」と言われる(六一二頁)。

- (18) 汪榮寶『法言義疏』卷一（法言疏）に「漢書藝文志『揚雄所序三十八篇』入儒家。班自注云『太玄十九、法言十三、樂四、箴二』、則法言在漢世乃與太玄・樂・箴同爲一書、初不別出單行。此子雲所自爲詮次、以成一家之言者、故謂之揚雄所序。序者、次也。其自序一篇、當在此三十八篇之末、爲揚書之總序。漢書揚雄列傳即全錄此序爲之、故贊首云『雄之自序云爾』、與司馬遷列傳篇末『遷之自序云爾』文同。遷傳乃全錄史記自序、則此傳亦全錄揚書自序可知。惟傳末『法言文多不著、獨著其目』以下云云、乃班氏所增益。故顏師古注云『自法言目之前、皆是雄本自序之文也』蓋自序既爲揚書三十八篇之總序、則法言十三即在本書、何有更著其目於序末之理。故師古所謂『自法言目之前』者、決非兼包法言目而言、而自謂法言目在外也』とある。
- (19) 『文選』李善注（卷五三、李康・運命論、不如揚雄仲舒之闕其門也）、註（2）參照。
- (20) 高木友之助『法言の研究——その著作の動機について』（中央大學文學部紀要三五、一九六四年、五四頁）に「漢書揚雄傳の贊に引かれている彼の自序によれば、彼は自分の著作について次のように説明している」として、贊の文が引かれている。
- (21) 王利器『漢書』材料來源考（『文史』二一輯、一九八四年、北京・中華書局、一四頁）に「『漢書・揚雄傳贊』、『雄之自序云爾』師古注、『自』法言』目之前、皆是雄本『自序』之文也。」據此、則『揚雄傳』班氏即據雄『自序』爲之。隋書・劉炫傳『炫自爲贊云、『通儒司馬相如・揚子雲・馬季長・鄭康成等、皆自敝風徽、傳芳來葉。』今考『文選』李蕭遠『運命論』注引雄『自序』、『雄家代素貧、嗜酒、人希至其門。』今此文見『揚雄傳贊』中、則班氏贊亦據雄『自序』爲之也』とある。
- (22) 町田三郎『揚雄について』（『秦漢思想史の研究』所收、一九八五年、創文社、三〇五頁）では「揚雄の自序にも『孝成帝のとき、客に雄の文の相如に似たるを薦むる者あり』（本傳）とあって客すなわち揚壯の推輓があつたのだと考えられる」と傳の文が自序とされ、同氏「揚雄について（二）」（同書、三三五頁）では「本傳はさらに雄の自序を掲げていう。『雄、病を以て免せらる。復び召されて大夫となる。家貧しくて、酒を嗜む。人希にその門に至る。時に好事者あり。酒着を載せて従いて遊學す。而して鉅鹿の侯芭、常に雄に従いて居り、その太玄・法言を受く』と」の如く贊の文を自序とされている。
- (23) 『史通』雜說・上（諸漢史）に見える。註（2）參照。
- (24) 錢大昕『廿二史考異』（卷八、揚雄傳・贊曰、雄之自序云爾）は「予謂自『雄之自序云爾』以下、至篇終、皆傳文、非贊也。司馬遷傳亦稱『遷之自序云爾』、然後別述遷事、以終其篇、與此正同。遷有贊而雄無贊者、篇中載桓譚及諸儒之言、褒貶已見、不必別爲贊也。此『贊曰』二字、後人妄增、非班史本文」と言い、王先謙『漢書補注』もこの論を引いている。

(25) 汪榮寶『法言義疏』卷一（法言疏）に見える。註（18）参照。

(26) 錢鍾書『管錐編 第一冊』（史記會註考證、四九 司馬相如列傳、一九七九年、北京・中華書局、三五七・八頁）に見える。註（9）参照。

(27) 楊樹達『漢書窺管』卷九（揚雄傳第五十七下・雄之自序云爾）に見える。註（7）参照。

(28) 揚雄自序の範圍はほぼ定められたが、『漢書』は揚雄自序をそのまま採録しているのか、字句の異同はないのかという問題がある。そのことに關して小竹武夫前掲書に附された橋川時雄氏の解説に次のようである。「ところで揚雄の自敘傳はそのまま引用されてはいない。多少の字句の削略が加えられ、平易で分りやすい語體で物語られるところもあるが、『漢書』の文章はおしなべて今のいわゆる文語體句調に近く、修辭の工夫が加えられている。『漢書』の記傳は『史記』の列傳のうち漢代の人物の傳を多く踏襲し、補傳を加えるが、その場合にも字句を整えて修辭している。そのため、原資料や『史記』とのあいだに、歴史解釋上の微妙な異同を覺えさせられることが少なくはない」（六一二頁）。小論も橋川氏同様「修辭の工夫が加えられている」と思うが、それは『史記』太史公自序と『漢書』司馬遷傳の異同と同じ位で、内容が變化しない程度と考える。

(29) 揚雄が『史記』を讀んでいたことは、『法言』重黎篇に「或問周官。曰立事。左氏。曰品藻。太史遷。曰實錄」とあり、また同書君子篇に「淮南說之用、不如太史公之用也。太史公、聖人將有取焉。淮南鮮取焉爾。必也儒乎。乍出乍入、淮南也。文麗用寡、長卿也。多愛不忍、子長也。仲尼多愛、愛義也。子長多愛、愛奇也」とあることと判る。

(30) 自序に「江流に投じた」とある江流は、『漢書』地理志上（蜀郡）に「岷山在西徼外、江水所出、東南至江都入海」とある江水を指す。

(31) 「反離騷」に「靈氣に違ひて從はず、反つて身を江皋に湛む」「夫れ聖哲の遭ひたるは、固より時命の有する所なり」という表現が、第三段で言う意圖を表しているよう。

(32) 試算によると第三段の字數は一五七字、「反離騷」は六七一字であり、「反離騷」は第三段の約四・三倍になる。

(33) 「甘泉の賦」に「鬼魅も自ら還る能はず、長途に半ばして下り顛つ」「方に征僑と偃佺と雖も、猶ほ仿佛として其れ夢の若し」とあるのは、「人力の爲す所に非ず、驚いは鬼神のみ可なりと曰ふ（第五段）」ほどの華美を表しており、「玉女を屏け、處妃を卻く」と寵愛を諷諫する句はそのままで「甘泉の賦」に記されている。

(34) 「河東賦」の結びに「既に轡を平盈に發つに、誰か路遠くして從ふ能はざると謂ふ」とあるのが、夢見るより行動すべきこ

とを勧めていよう。

- (35) 「校獵賦」は第七段に「後世復た前好を修め、折中するに泉臺を以てせざらんことを恐る」と言うように、奢侈の程度をわきまえていないことを諷諭するのだが、「校獵賦」の中で「章華を非とし靈臺を是とす」とあるべき奢侈の程度を示すことで諷諭を試みている。

- (36) 「長楊賦」では「農をして緩を緩めず、工をして機より下らざらしむ」と農民が耕作を止めることなく生きられる、太平で理想的なさまを描いている。

- (37) 試算によると「反離騷」「甘泉の賦」「河東の賦」「校獵の賦」「長楊の賦」「解嘲」の字数は六一八七字で、第三段から第九段までは九七六字である。

- (38) 注(2)で挙げた『隋書』儒林傳(劉炫)と『史通』序傳は司馬相如に自敘があったとし、『史通』雜說・上(諸漢史)は「馬卿爲自敘傳、具在其集中。子長因錄斯篇、卽爲列傳」と『史記』司馬相如傳がこの自敘であると言う。だが『史記』司馬相如傳を相如の自敘と考えるのは、『史通』雜說・上だけであるうえ、司馬相如傳には相如死後の記録が含まれているなど不審な点もあるので、結論はしばらく保留としたい。

- (39) 『文選』卷四四「巴蜀に喻す檄」の題注に『漢書』として引かれ、同じ卷四四「蜀の父老を難する文」も題注に『漢書』から引かれるが、卷四八の「封禪の文」は『史記』が題注に引かれている。

- (40) 十三篇のうち淵騷篇の序は『法言音義』に「柳宗元曰、按漢書淵騷自有序、文語俗近不類、蓋後人增之、或班固所作」とあることよって、揚雄のものかどうか疑われているが、今はおいておく。

- (41) 試算によると「反離騷」「甘泉の賦」「河東の賦」「校獵の賦」「長楊の賦」「解嘲」「解難」「法言の目」の字数は六九七四字で八三・七%を占め、揚雄自序から以上の作品を除外した字数は一三五七字で一六・二%である。ちなみに贊は七〇八字である。

- (42) この文は餘論に挙げた揚雄傳贊の第十二段に見える。

- (43) 『漢書知意』は『推十書』という叢書所収で、『太史公書知意』『後漢書知意』『三國志知意』とともに『四史知意』と名付けられている。一九三一年の刊本に據ったが、原文は以下の通りである。「自序而載文、欲使文與事相比附、使讀者知其撰述之本事本旨也。子雲最得意在玄與法言。故錄其最、錄以明己一生精力所注。班用其文以表其學、又述逸事以補自序之闕、錄

桓譚語以作斷。東漢初學者皆祖劉向・揚雄、桓・班固同派也。」

- (44) 章學誠『文史通義』詩教下にも以下のような意見が見える。「馬・班二史、於相如・揚雄諸家之著賦、俱詳著於列傳。……蓋爲後世文苑之權輿、而文苑必致文采之實蹟、以視范史而下、標文苑而止敍文人行略者、爲遠勝也。然而漢廷之賦、實非苟作。長篇錄入於全傳、足見其人之極思、殆與賈疏董策、爲用爲不同、而同主於以文傳人也。」章學誠は『史記』『漢書』が司馬相如・揚雄傳に辭賦を多く載せることを「其の人の極思を見るに足り」「文を以て人に傳ふる」と評價しているが、ここでは揚雄傳を班固によるものとし、揚雄が自序に自作の辭賦を採録したとは考えられていない。

- (45) 章學誠『文史通義』詩教下。註(44)参照。

- (46) 司馬遷は『史記』太史公自序に「俟後世聖人君子」と言い、班固は『漢書』敘傳上(答賓戲賦序)に「專篤志於博學、以著述爲業」と述べており、自分が著述した作品によって評價を求める著述家の姿が窺える。

- (47) 『論衡』自紀篇は「王充者、會稽上虞人也。字仲任。其先本魏郡元城一姓孫」と傳のように始まりながら、「又傷僞書俗文多不實誠、故爲論衡之書。夫賢聖歿而大義分、蹉跎殊趨、各自開門、通人觀覽、不能訂詮……論衡者、論之平也。口則務在明言、筆則務在露文」と『論衡』の執筆意圖を説き、序文の役割も擔っている。

- (48) なお揚雄傳の表現が陶淵明の「五柳先生傳」に多く影響を與えていることが、川合康三『中國の自傳文學』(一九九六、創文社、中國學叢書、八二頁〜八九頁)に論じられているので参照されたい。

- (49) 段玉裁『經韻樓集』卷五(書漢書楊雄傳後)に見える。註(6)参照。

- (50) 錢大昕『廿二史考異』(卷八、揚雄傳・贊曰、雄之自序云爾)に見える。註(24)参照。